

第21回司法シンポジウム報告

第21回司法シンポジウム報告(2005年6月24日・大阪市中央公会堂ほか)

「21世紀の裁判所のあり方—市民が求める裁判官、裁判所」

2005年6月24日、日本弁護士連合会の第21回司法シンポジウムが開催されました。

このたびの司法改革では、司法全般にわたって様々な制度改革が行われました。本シンポジウムでは、それらのうち裁判官及び裁判所の制度改革をテーマとして、(1)裁判官の任用と人事評価に関する新たな制度、(2)裁判所運営への市民参加制度としての地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会制度、(3)弁護士任官と判事補等の弁護士職務経験制度に焦点をあて、裁判所及び裁判官制度のあり方を探りました。

本シンポジウムは、実践型シンポジウムとして、当日までの期間、下級裁判所裁判官指名諮問委員会等への裁判官に関する外部情報提供や弁護士任官を呼びかけるとともに、各地でプレシンポジウムを開催するなどの取り組みを行いました。また、海外の制度に触れ、国際比較の観点からも理解を深めるため、総勢18名の調査団が、アメリカ合衆国ハワイ州の裁判官選任制度や裁判官の評価制度について調査を行いました。

これらの取り組みをふまえて、当日は、まず午前中に上記3つのテーマで下記のとおり分科会を行い、午後の全体会は、大阪市中央公会堂で、サブリーナ・マッケナー氏(ハワイ州判事)の基調講演や、夏樹静子氏、桂文珍氏などを招いたパネルディスカッションを行いました。

当日は、午前中の3つの分科会とも、市民の方々をはじめとして180から200名以上のご参加がありました。午後の全体会は1000名を超える方々にご参加いただきました。

分科会

【第1分科会(於・大阪全日空ホテル)】

裁判官の任用と人事評価

「下級裁判所裁判官の任用・人事評価に外部の光を！」

この分科会のテーマは、下級裁判所裁判官指名諮問委員会制度と、裁判官人事評価制度でした。(→[詳しい資料](#)(PDF形式・49kb))

2003年4月から、最高裁に11名の委員(法曹三者5名、学識経験者6名)からなる下級裁判所裁判官指名諮問委員会が設置されました。指名諮問委員会は、外部からの情報も参考にして各裁判官の任命、そして10年ごとの再任の適否について最高裁に意見を述べます。あわせて、全国8ヶ所に地域委員会が設置されました。この委員会は、任官、再任の適否に関する情報を収集し、指名諮問委員会に情報提供及び参考意見を述べることができます。

また、2004年4月から裁判官の人事評価制度が整備されました。その制度の下で、所属裁判所長など評価権者が各裁判官の面接を行います。評価を受けた裁判官は評価書の開示請求、不服申し立てなどができます。また、評価にあたっては裁判所外部からの評価情報についても配慮されます。

最初に、中尾正信弁護士から、下級裁判所裁判官指名諮問委員会制度と裁判官人事評価制度の意義と課題について基調報告があり、それをふまえてパネルディスカッションを行いました。パネリストは、飯孝行氏(早稲田大学助手)、小西義博氏(大阪地方裁判所判事)、堀野紀氏(弁護士・下級裁判所指名諮問委員会委員)、水野武夫氏(弁護士・下級裁判所指名諮問委員会大阪地域委員会委員)であり、本田久美子弁護士がコーディネーターを務めました。

全体的な議論としては、裁判官の指名過程や人事評価の透明性が高まったことなど、積極的な評価がなされる一方、いずれの制度も生成途上であって、今後の取り組みによってよりよい制度にしていくことが重要であるというものでした。

議論の最初のテーマは指名諮問委員会制度でした。全国8ヶ所の地域委員会について、規則の上では指名諮問委員会と同じ権限が与えられているものの十分な活動ができていないとの問題意識から、対象となる裁判官に対する面接や書面照会などの情報収集活動の充実の必要性が指摘されました。

次に、人事評価制度の議論をふまえて、両制度に共通するテーマとして外部情報について議論がなされました。外部情報の内容に関して、裁判官の独立との関係、情報が客観的で検証可能な具体的事実に基づくべきなどの点に議論は及びました。前者について、裁判官の独立は基本的に権力からの独立であって、誹謗中傷など不当なものでない限り国民からの批判は原則として自由であるとの発言(堀野氏)もありました。

裁判所外部からの裁判官に関する情報提供に積極的な意義があること、質量ともに充実した適正な外部情報の確保が重要であることについては意見の一致がみられ、かかる外部情報の確保が今後の課題であることが明らかになりました。

【第2分科会(於・大阪全日空ホテル)】

地裁委員会・家裁委員会

「裁判所運営に市民の声を生かす制度を！」

■ (1) はじめに

裁判所の「運営」にも市民の声を取り入れよう！ということで、2003年8月から、地方裁判所では地方裁判所委員会が、家庭裁判所では家庭裁判所委員会が、それぞれ活動を開始しています。(→[詳しい資料](#)(PDF形式・48kb))

近時の司法改革は、裁判＝「司法作用」そのもの(例えば裁判員制度)だけでなく、裁判所の人事、施設や予算にも関係せざるを得ない「運営」にも、裁判所に市民の声を取り入れよう！としているのです。

なお歴史は、1949年の家庭裁判所の創立以来、家庭裁判所の役割を地域の方々に理解していただくために「家庭裁判所委員会」という名の組織が開設されてきましたが、年に1回程度の名譽職的ポストとなっていました。よって、この機会に最高裁規則も全面的に改めたものです。

■ (2) 基調報告

丸田隆氏(関西学院大学法学部教授)から、「市民参加の裁判所運営—アメリカを例として」と題する基調報告がありました。概要は、次のとおりです。

日本では、裁判所は関わりたくないものという意識が強い。10数年前から司法改革を求める声が出始め、裁判所ウォッチングの会などの活動もあったが、施設やサービスへのチェックくらいで、最近は大火になっている。

アメリカでは、紛争解決を市民が担う陪審が行ってきたという歴史的違いはあるが、裁判所に保育所があったり、バザーをしたり、裁判所がボヤを起したときには、秘密保持の問題はあるものの、市民ボランティアが書類などの虫干しを手伝った例もある。ニューヨーク州の1955年頃からのNGOは、16の地方裁判所に300人が常時モニターとなり、個々の裁判官のみならず、裁判所職員、陪審員、弁護士などの評価も行って、良い裁判官を表彰し、交流する機会を設けている。

日本では「地裁委員会・家裁委員会」が担う役割は大きい。単なる報告会に終わらせないようにしなければならない。とはいえ、ボランティアなのだから、楽しく、地域の活動のひとつの中心にしていって欲しい。

■ (3) パネルディスカッション「地裁委員会・家裁委員会に何を期待するか」

丸田隆氏の他、現職の大阪地裁委員の道幸尚志氏（公認会計士）、大阪家裁委員の永田広道氏（読売新聞社会部次長）、大津家裁委員の小川恭子氏（弁護士）、旭川地裁委員の中村元弥氏（コーディネーター・弁護士）の5人で進められ、コーディネーターの洒落な司会も相まって、率直な意見交換がされました。

概要は、[1]委員になった経緯（調停委員からとか当て職的とか）と委員会への感想、[2]弁護士委員への期待（具体的問題を指摘してほしいなど）、[3]具体的成果（パンフレットの改善など）があったことや、[4]自主的に準備会や勉強会、懇親会を開いたこと、[5]今後は、再任、OB会などでサポートしていきたい、マスコミの目も重要、楽しく、できたら海外交流もしてほしい、などでした。

■ (4)

今後、市民の目、声がさらに裁判所の運営へ注がれることを注目したいと思います。

【第3分科会（於・大阪弁護士会会館）】

■ 弁護士任官と判事補の弁護士経験

「市民感覚にすぐれた裁判官・弁護士任官の推進を！」

第3分科会では、下記2つのテーマでパネルディスカッションを行いました。

まず、弁護士職務経験制度です。これは、判事補（任官2年半または5年半）と検事（任官3年半または5年半）が、原則として2年間、弁護士登録をして弁護士職務を経験する制度です。この制度は、2005年4月から開始され、初年度は、判事補からは10名、検事からは3名が、東京及び大阪で弁護士としての職務を行っています。

次に、弁護士任官制度です。これは、国民が求める多様で豊かな知識、経験を備え、訴訟の当事者の意見をよく聴き、市民の目線で判断できる裁判官を弁護士の中から輩出する制度です。任期10年の一般の任官制度の他、5年程度の短期の任官制度、倒産事件、知的財産権事件、商事事件、家庭事件等の専門的分野への任官、いわゆる専門任官制度があります。

■ 判事補・検事の弁護士職務経験制度

パネリストは、それぞれ弁護士職務経験制度により弁護士としての経験をスタートして3ヶ月近くになる安西儀見氏（判事補出身）と高橋亮氏（検事出身）、コーディネーターは、濱田広道弁護士でした。

2人のパネリストから、本制度で弁護士となるまでの経過や弁護士となつての感想や制度に対する要望などが報告されました。

安西氏からは、訴訟当事者からの証拠提出を受けて判断する裁判官と、十分な資料のないところで相談者にアドバイスをしなければならない弁護士との違いなどの話がありました。高橋氏は、民事を中心に幅広く様々な事件への対応に追われていることや、検事時代と違って、警察署に出向き、順番待ちをして接見室で接見をした経験などが報告されました。

2人の発言から、本制度が、検事や判事補では経験できない職務経験を可能にすること、刑事事件の被疑者や当事者の心理を理解できる有意義な機会を与えていることが明らかになりました。また、今後の課題として、弁護士職務経験者を大幅に増やしていくことや、弁護士会は、受け入れ事務所として各地に多様な法律事務所を用意することを必要とされていることも浮き彫りになりました。

■ 弁護士任官制度

パネリストは、上田卓哉氏（裁判官・弁護士任官者）、森末尚孝氏（弁護士・非常勤裁判官）、丸島俊介氏（弁護士・東京パブリック法律事務所所長）、北野幸一氏（弁護士）、作間功氏（弁護士）で、コーディネーターは中村雅人弁護士でした。本パネルディスカッションでは、現時点で必ずしも多くの任官者が確保できていない弁護士任官制度の定着、発展のため、重要な役割を果たしうると期待されている非常勤裁判官制度及び都市型公設事務所に焦点をあてて議論がなされました。

非常勤裁判官制度については、現在の56名の非常勤裁判官のうち、5～6名が通常任官への意欲を持っていること、実際に非常勤裁判官の中から弁護士任官を希望して審査手続に進んでいるケースがあるなど、非常勤裁判官制度が通常任官の橋渡しとしての役割を果たしつつある状況が明らかになりました。

都市型公設法律事務所については、東京弁護士会設置の都市型公設事務所の所長である丸島氏から、弁護士任官者に事務所に所属してもらい、事件等の引き継ぎにとどまらず多様な経験の機会を提供すること、将来の裁判官任官も視野に入れている新人をも積極的に採用し、期間限定で過疎地の公設事務所へ送り出していることなど、弁護士任官に関する公設事務所の意義や取り組みが紹介されました。

また、過疎地の公設事務所に赴任した弁護士へのアンケートで、弁護士任官を選択肢として考えている人が半近くいること、司法修習生の中でも公設事務所への関心が非常に高く、今後は、自分の課題として将来の任官を見据えた若手が増えていくと期待されることなど、今後の弁護士任官制度の展望につながる発言もありました。

パネルでの議論を通じて、弁護士任官推進のために今後取り組むべきテーマや課題も下記のとおり明らかになりました。

- ▶ 任官者退任後の就職先の紹介など受け皿体制の確立
- ▶ 任官時及び退官時の弁護士の受け皿となる公設事務所の全国的な開設とそこでの常勤弁護士などスタッフの確保
- ▶ 弁護士任官者の裁判所での仕事、判決文作成などのスキルに対する情報や体験談の提供
- ▶ 非常勤裁判官の経験交流や情報交換の場を作り、非常勤裁判官を通常任官への確かな給源とすべきこと
- ▶ 公設事務所と並んで法科大学院の弁護士教員も任官の供給源として考えられ、弁護士任官は、これらの給源をもとに「発掘」と「育成」という二本柱で推進すべきこと

全体会

■ 開会あいさつ

午後の全体会では、まず、主催者を代表して梶谷剛日本弁護士連合会会長から、次のような開会挨拶がありました。

「今次の司法制度改革は、日本の社会のあり方に大きな変革をもたらす大改革であり、現在は立法化が一段落して実行の時代を迎えています。裁判官は、法の支配を現実の社会に及ぼし、国民の権利を具現化する役割を担っており、このような重い責務を遂行する裁判官及び裁判所に対して、国民が理解と信頼を深め、強固で幅広い支持を寄せること、そして裁判所がこれに応じていくことが日本の司法の機能を充実、強化する上で必要不可欠です。裁判官制度改革や裁判所運営の国民参加について、どのような成果があがったかを確認しつつ、意義を十分認識しなければなりません。さらに、新たに導入された制度が期待された機能を果たしていくために、弁護士、弁護士会がどのように協力、共同していけるか議論を深めることが必要です。本シンポジウムでテーマにふさわしい未来志向の白熱した議論がなされ、今後の裁判官、裁判所制度改革の一助になることを心から期待します。」

そして、開催地の弁護士会を代表して益田哲生大阪弁護士会会長からのあいさつがあり、全体会が始まりました。

各分科会報告

それぞれの分科会責任者から、午前中の分科会の報告がなされました。

どの分科会もスライドなどで制度をわかりやすく説明する工夫をしていました。特に弁護士任官(第3分科会)については、新たに作成された弁護士任官者のインタビューをまとめて弁護士任官を呼びかけるビデオが放映されました。

- ▶ [第1分科会報告](#)
- ▶ [第2分科会報告](#)
- ▶ [第3分科会報告](#)

サブリーナ・マッケナー氏基調講演

サブリーナ・マッケナー氏は、高校卒業まで日本で過ごされ、ハワイ大学、同大学ロースクールを卒業されてハワイ州弁護士になられました。簡易裁判所の裁判官のポストに応募をし、1993年に採用になり、それから現在まで裁判官として活躍されています。

冒頭、ロナルド・ムーン氏(ハワイ州最高裁判所長官)からビデオによるあいさつがあった後、ハワイ州司法制度調査に参加した中村和雄弁護士との対談の形で基調講演は行われました。

■ 1. ハワイ州の裁判官選任や人事評価の制度

アメリカでは、裁判官はすべて弁護士などから選ばれること、州ごとに裁判官の選任手続きが違っており、多くの州では直接選挙により裁判官が選任されることなどをふまえて、ハワイ州の裁判官の選任手続(▶[詳しい資料](#)(PDF形式・51KB))について説明がありました。

再任については、弁護士や市民代表からなる裁判官選任委員会の面接のほか、弁護士からの段階式評価と匿名記述のアンケートも参考にして判断されているということでした。

裁判官の評価制度については、最高裁が弁護士にアンケートを行い、段階式評価と匿名での記述式によって回答されていること、また、新たに陪審員による裁判官の評価制度も始まったことが報告されました。

■ 2. 裁判官に就任して

弁護士を経験して、依頼者の気持ちや法廷に出ないような問題も経験したことが、裁判官の仕事をするうえで意味があったと思っているという話がありました。

また、高裁や最高裁のポストにも応募して、残念ながら選ばれなかったが、最終選考リストに載ること自体が非常に名誉とされているということも紹介されました。

裁判官評価について、ハワイ州では昇級や転任制度がないために、アンケートは判事の仕事をよくする目的に使用されているということでした。アンケート等に基づき、引退した判事や弁護士などによって構成される裁判官評価レビューパネルによって温かいアドバイスがなされており、自分にとって意味がある制度だという話もありました。

パネルディスカッション「みんなの裁判所」

休憩をはさんで、「みんなの裁判所」と題してパネルディスカッションを行いました。

パネリストは、市民代表としての夏樹静子氏(作家・福岡地方裁判所委員会委員)、桂文珍氏(落語家・元大学教員)、を初めとして、園尾隆司氏(最高裁判所事務総局総務局長)、工藤涼二氏(弁護士任官者・千葉地方裁判所判事)、大川真郎氏(弁護士・日本弁護士連合会前事務総長)、マッケナー氏であり、明賀英樹弁護士がコーディネーターを務めました。

パネルの最初に、桂氏が、自分が市民として抱いていた裁判官像につきジョークを交えて紹介し、会場を大いに沸かせて議論は始まりました。

■ 1. 裁判官の人事評価制度

園尾氏からは、これまでの日本では「以心伝心」と言われるように、人事評価も面接をして聞かなければいけないようではだめだとされてきたが、本制度発足により、最高裁としても、裁判官の評価を透明化して公正さを担保する制度としてまじめに取り組んでいるとの発言がありました。

工藤氏からは、弁護士から任官した経験をふまえて、ユーザーからの外部的評価については重要視すべきであろうとの発言がありました。

大川氏からは、外部評価の重要性をふまえて、外部からの評価情報が極めて少ない現状を指摘し、これは弁護士が国民に対する責任を果たしていないことにもなるのではないかと発言がありました。

■ 2. 裁判官の任命制度の改革について

指名諮問委員会の委員である大川氏から、指名諮問委員会設置の意義についての発言がありました。日弁連が最高裁に批判してきたこととして、裁判官の任命手続が不透明であったために、優れた裁判官が思想、信条のために任命されないとか考えられない事態が続く、これが裁判官全体を萎縮させているのではないかとことがあったが、本委員会設置により外部の者が人事の重要な資料を見られるようになり、思想信条で差別扱いをすることは困難になり、評価の対象になる裁判官も、外部の目が入ることで安心感が持てるようになったと思うという内容でした。さらには、裁判官を続けてほしくないと思われる人について、内部評価だけだと甘くなりがちだが、本委員会としては、国民のために、思い切って辞めていただくとの意見を述べることになり、この点でも、外部委員が加わることによって評価がより適正になされることになるのではないかと発言しました。

また、園尾氏からは、日本ではハワイ州と異なって非常に多くの国民の中から全国一律の制度で裁判官を選ぶシステムになっており、面接も裁判所側が行っていること、さしあたって新しい仕組みがどう動いていくか一懸念運営していく姿勢であるとの話がありました。

現在、指名諮問委員会として対象者に対する面接は行われていません。この点につき、大川氏から、委員会で検討する上で、一人の裁判官の10年間の資料が1枚のペーパーだけというのでは情報としては極めて不十分であり、これからも必要に応じた面接の機会が実現されるように求めていきたいとの発言がありました。

■ 3. 地裁委員会・家裁委員会について

このテーマでは、福岡地方裁判所委員会の委員である夏樹氏から、福岡での活発な活動状況が報告されました。裁判所所長が委員会の委員長に選任され、議事の公開問題を討議したことから始まって、窓口のリーフレットがあまりに難しいので市民にわかりやすいものを議論して作り上げたこと、裁判員制度もテーマとして取り上げたことなどが紹介されました。

リーフレットの話を受けて、桂氏からは、耳で聞いて分かる言葉が本当の言葉であると思っていること、福岡での取り組みが全国に受け入れられるような状況になることを期待するという発言もありました。

園尾氏からも、最高裁としても各地の自主性が損なわれないようにやっていきたいとの発言がありました。

■ 4. 弁護士任官などについて

このテーマでは、弁護士任官の意義、そして弁護士会の積極的取り組みによって弁護士任官者を増やしていく必要があることについてパネリストの発言は一致しました。

また、夏樹氏からは、裁判員制度の裁判官に弁護士出身者が入ることの期待が述べられました。

園尾氏からは、人との対話の中で結論を作り上げていく裁判員制度は、弁護士の職務との親和性が感じられ、この点でも今後の弁護士任官に希望を感じるという発言がありました。

■ 5. 最後に

マッケナー氏からは、本シンポジウムのような形で、日本の裁判官が弁護士や市民と話をするようになったことは素晴らしいという感想が述べられ、また、指名諮問委員会での可能な範囲での面接を実現してほしいということや、転任制度が弁護士任官者を少なくしているのではないかなどの指摘もありました。

夏樹氏からは、人間の人生を左右する裁判官には余裕をもってもらいたい、締め切りに追われない司法を実現してもらいたいとの発言がありました。

桂氏は、今日の議論を聞いていて、社会に尽くすことを誇りに思うようなところに帰着するのが一番であること、自分は司法が身近になることはいいことなのか疑問があったが、時代が作り出すという結論もあり、日本はこれから大きく変わっていくのだなと思ったという感想が述べられました。

閉会あいさつ

最後に、吉野正第21回司法シンポジウム運営委員会委員長の閉会あいさつをもって、盛会のうちにシンポジウムは終了しました。